

第5節 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 問い合わせ電話への対応 2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 4 広報車両、掲示板等の確保 5 相談窓口の開設	各課共通

第1 計画の方針

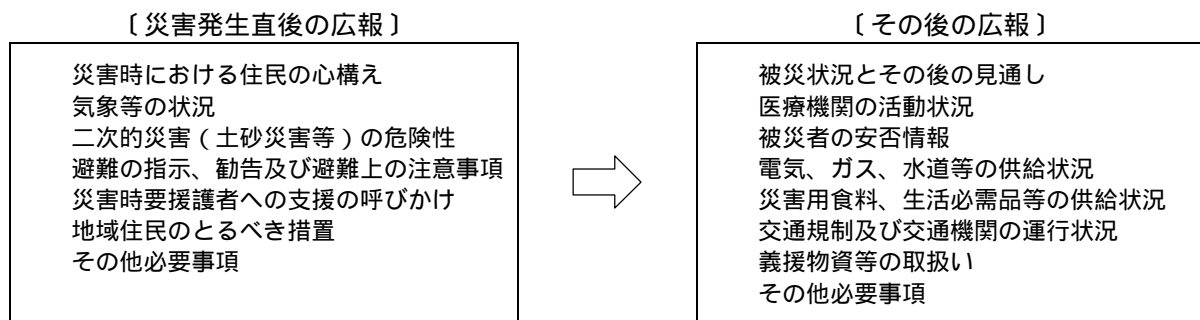
災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ住民に対し迅速かつ的確な広報・広聴活動を実施する。

第2 実施責任者

情報総括責任者は市長とし、その広報活動は総務部が行う。各部において広報を必要とする事項は、本部を通じて総務部に連絡するものとする。

第3 広報活動

1 広報の内容



(1) 住民に対する広報

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 市防災行政無線及び無線吹鳴装置による広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネットの活用
- キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者、外国人等災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報
- ク 町会、自治会、自主防災組織や民生委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達

(2) 報道機関との連携

総務部の責任者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

また、災害の状況等により報道機関による緊急放送が必要と認められた場合には、放送事業者に要請を行うものとする。

第4 広報資料の収集等

1 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行うものとする。

2 災害写真の撮影

(1) 災害現地に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努めるものとする。

(2) 災害写真は速やかに現像し、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供するものとする。

3 災害の予防に資するため、災害に関する記録、写真、映画等を作成する。

第5 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用ファックスを備えた相談窓口を総務部が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに広報車等により市民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。